⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。
　この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。
　なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
イ　平成10年度以降に、上記⑸本文に掲げる工事の経験を有する者であること。
　なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻　申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと（資本関係若しくは人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。
⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
３　総合評価に関する事項
⑴　落札方式
ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵から３⑷までによって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。
㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑵　段階選抜方式による総合評価の方法
ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を60点とする。
イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、一次審査０～18点、二次審査０～42点の範囲で「加算点」を与える。
⑶　一次審査
　上記２の条件をすべて満たす者のうち、以下の項目における審査評価点合計の上位10者を指名する。なお、10位目の審査評価点を得た者が複数いる場合においては、その審査評価点を得たすべての者を含んで指名する。ただし、上記２の条件をすべて満たす入札参加者が10者以下であった場合においては、すべての入札参加者を指名する。
　また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、10者に追加して指名する。
評価項目
　施工時の安全性向上を図ることを目的とした施工計画⑴の提案
⑷　二次審査
ア　一次審査により指名された者のうち、下記４⑸の期間内に以下の項目の施工計画を提出した者について評価及び判定し、加算点を与える。
評価項目
㋐　施工時の安全性向上を図ることを目的とした施工計画⑵の提案
㋑　環境への影響を低減するための施工計画の提案
イ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。
評価項目
㋐　品質確保の実効性
㋑　施工体制確保の確実性
ウ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒060―8506 札幌市中央区北２条西19丁目　北海道開発局札幌開発建設部契約業務課上席契約専門官　藤本　賢一　電話011―611―0194（ダイヤルイン）内線2270
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
ア　交付日時　平成26年４月８日から平成26年７月８日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く毎日、９時00分から17時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である11時00分）まで。
イ　交付方法　書面による交付又は郵送等（着払い）による交付を行う。交付を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
⑶　一次審査に関する申請書等を提出できる者の範囲　平成26年２月24日において、上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者又は当該資格の決定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体とする。
⑷　一次審査に関する申請書等の提出期間、場所及び方法　平成26年４月14日11時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑸　二次審査に関する書面及び見積書の提出期間、場所及び方法　平成26年５月20日11時00分までに、上記４⑴へ、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成26年５月１日から平成26年７月８日まで（利付国債の提供の場合は平成26年６月24日まで）〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目　北海道開発局札幌開発建設部契約業務課入札スタッフ　電話011―611―0194（ダイヤルイン）持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑺　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
ア　紙により持参する場合の提出期限は、平成26年７月８日11時00分。提出先は、北海道開発局札幌開発建設部契約業務課上席契約専門官。